



# 鳥取県公報

平成15年3月31日(月)  
号外第43号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>教委規則</b>	鳥取県費負担教職員の免職及び県の職への採用の手続に関する規則(1) (小中学校課)..... 1
	鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の 整理に関する規則(2)(高等学校課)..... 2

## 教育委員会規則

鳥取県費負担教職員の免職及び県の職への採用の手続に関する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

### 鳥取県教育委員会規則第1号

鳥取県費負担教職員の免職及び県の職への採用の手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の2第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。)を免職し、引き続いて県の常時勤務を要する職(同項に規定する常時勤務を要する職をいう。)に採用する場合における事実の確認の方法その他県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に關し必要な事項を定めるものとする。

(事実の確認の方法)

第2条 鳥取県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、県費負担教職員が法第47条の2第1項各号に該当するかどうかを判断しようとするときは、市町村又は法第2条の市町村の組合に置かれる教育委員会(以下「市町村教育委員会」という。)に対して、次に掲げる事項について書面による報告又は資料の提出を求めることにより、事実の確認を行うものとする。

- (1) 当該県費負担教職員の児童又は生徒に対する指導の状況
- (2) 当該県費負担教職員に対する研修等の実施状況及びその結果
- (3) 校長又は市町村教育委員会が行った当該県費負担教職員に対する意見聴取の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 教育委員会は、前項によるほか、当該県費負担教職員、校長、又は市町村教育委員会から意見を聴くことにより事実の確認を行うことができる。

(判断手続)

第3条 教育委員会は、県費負担教職員が法第47条の2第1項各号に該当するかどうかを判断するに当たっては、別に定めるところにより設置する審査委員会の意見を聴くものとする。

(医師からの意見聴取)

第4条 教育委員会は、県費負担教職員が法第47条の2第1項各号に該当すると認められる場合において、その原因が心身の故障である疑いがあるときは、医師の意見を聴くものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

#### 鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)第21条第1項の規定により置かれる校長、教頭及び教諭</p> <p>(5)~(12) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)第21条第1項の規定により置かれる校長、教頭及び教諭並びに同規則第23条第1項の規定により置かれる園長及び教頭</p> <p>(5)~(12) 略</p>

(鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部改正)

第2条 鳥取県立高等学校授業料等減免規則(昭和26年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(減免の範囲)</p> <p>第3条 授業料の減免は全額免除及び半額免除とし、入                      学料及び入学選 hands 手数料の減免は全額免除とする。</p>	<p>(減免の範囲)</p> <p>第3条 授業料の減免は全額免除及び半額免除とし、入                      学料及び入園料並びに入学選 hands 手数料の減免は全額免                      除とする。</p>

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第3条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(休業日)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、第1項第3号及び第5号の規定にかかわら                      ず、高等学校の定時制の課程又は専攻科の休業日につ                      いては、教育長の承認を受けて、別に定めることがで                      ける。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(職員組織)</p> <p>第21条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職                      員、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、                      寄宿舎指導員、介助職員、学校技能主幹、主任、自動                      車整備士及び学校技能主事を置く。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第23条 削除</p>	<p>(休業日)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、第1項第3号及び第5号の規定にかかわら                      ず、高等学校の定時制の課程若しくは専攻科又は附属                      幼稚園の休業日については、教育長の承認を受けて、                      別に定めることができる。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(職員組織)</p> <p>第21条 学校に、校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、                      事務職員、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師、実                      習助手、寄宿舎指導員、介助職員、学校技能主幹、主                      任、自動車整備士及び学校技能主事を置く。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(園長及び教頭)</p> <p>第23条 附属幼稚園に、園長及び教頭を置く。                      2 園長は、校長の監督を受け、園務をつかさどる。</p>

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第4条 鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
(学年による教育課程の区分を設けない課程等に関する事項) 第2条 略 2 略	(学年による教育課程の区分を設けない課程等に関する事項) 第2条 略 2 略 <u>3 附属幼稚園の運営に関し必要な事項は、この規則に規定する事項を基準として校長が定める。</u>

## 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。